

第32回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～卸電力取引所の自己約定に対する
課税関係（報告案件）～

平成30年7月20日（金）



【目次】

- 1. 課税関係のポイント**
- 2. 卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税の課税関係**
 - 1) 議論の前提**
 - 2) 平成30年度税制改正要望とその結果**
 - 3) 参考（グロス・ビディングの課税処理）**
- 3. 卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係**

課税関係のポイント

- 平成29年4月からのグロス・ビディングやFIT電気の卸電力取引所への供給開始、平成30年10月からの間接オークション導入等に伴い、卸電力取引所において、①グロス・ビディングに伴う自己約定に加え、②①以外の自己約定（FIT電気や通常取引に伴うもの）が発生する。
- これらの卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税及び消費税の課税関係を、総務省及び国税庁に確認した結果は、以下のとおり。

考え方	会計上の整理	法人事業税の課税	消費税の課税
①グロス・ビディングに伴う自己約定	<ul style="list-style-type: none">● 会計上、グロス・ビディングの自己約定分は収益として実現しておらず、「<u>電気事業会計規則による収入</u>」は計上されない。	<ul style="list-style-type: none">● 課税標準が存在しないため、法人事業税は<u>非課税</u>となる。	<ul style="list-style-type: none">● 卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、「資産の譲渡等」に該当しないため、<u>不課税</u>となる。
②①以外の自己約定（FIT電気や通常取引に伴うもの）	<ul style="list-style-type: none">● 会計上、グロス・ビディング以外の自己約定分は収益として実現しており、「<u>電気事業会計規則による収入</u>」は計上される。	<ul style="list-style-type: none">● 課税標準は存在するものの、地方税法附則第9条第21項により<u>課税標準からの控除が可能</u>。	

【目次】

- 1. 課税関係のポイント**
- 2. 卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税の課税関係**
 - 1) 議論の前提**
 - 2) 平成30年度税制改正要望とその結果**
 - 3) 参考（グロス・ビディングの課税処理）**
- 3. 卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係**

議論の前提（卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税）

- 平成29年4月からのグロス・ビディングやFIT電気の卸電力取引所への供給開始、平成30年10月からの間接オークション導入等に伴い、卸電力取引所において、①グロス・ビディングに伴う自己約定に加え、②①以外の自己約定（FIT電気や通常取引に伴うもの）が発生することが予想される。このため、これらの卸電力取引所における自己約定に対する法人事業税の課税関係を整理する必要がある。
- この点、電気供給業に係る法人事業税については、収入金額を課税標準とする収入金課税方式が採用されている*ところ、総務省通達において、「課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入」とされているため、課税対象となるかは、電気事業会計規則に基づく会計処理に依存することとなる。
※収入金課税については、電気事業制度において規制料金等が存在すること等を踏まえたものであり、他業種に対する課税標準（所得金課税）とは異なる。
- このため、卸電力取引所の自己約定に対する会計処理は、「①グロス・ビディングに伴う自己約定については、同取組が政策的要請に基づいて実施されるものであること等を踏まえ、会計上はネット処理を行うため、課税標準に含まれず、非課税となる。一方、②①以外の自己約定については、グロス処理を行うため、課税標準が存在する。」ことが判明した。
- 実際、これらの整理を前提に総務省に対し、①、②に係る法人事業税を非課税とすることの可否について確認を行った結果、『①については、課税標準が存在しないため法人事業税が課税されない。他方、②については、課税標準が存在し、現行の地方税法施行令第22条第1項第6号を根拠とした他社受電による課税控除を受けることができないため、法人事業税の課税対象となる。』との判断があった。

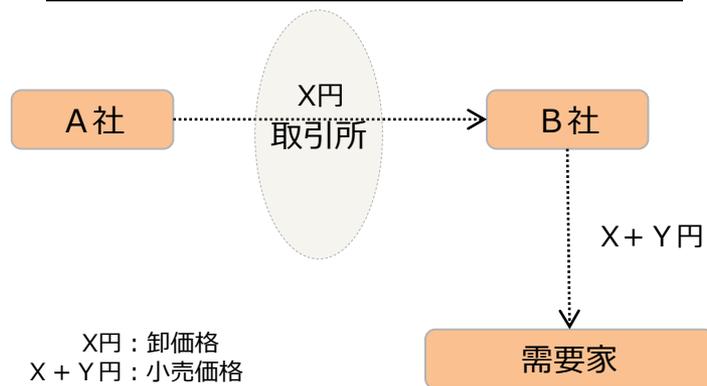
【目次】

- 1. 課税関係のポイント**
- 2. 卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税の課税関係**
 - 1) 議論の前提**
 - 2) 平成30年度税制改正要望とその結果**
 - 3) 参考（グロス・ビディングの課税処理）**
- 3. 卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係**

平成30年度税制改正要望（法人事業税）に関する基本的な考え方

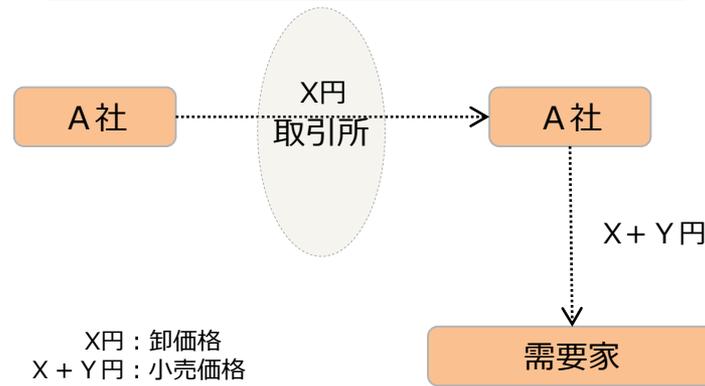
- 電気供給業に係る法人事業税は、収入金額に対して課税することとされているところ、電気事業者が、卸電力取引所を介して他の電気事業者から電気を購入した場合には、収入金額から当該購入代金が控除できる（地方税法施行令第22条）ため、二重課税が発生することはない。
- 他方、グロス・ベディングを除く卸電力取引所における自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるものの、これらに対しては、「当該他の法人から供給を受けた電気」（地方税法施行令第22条第6号）にあたらないため、同条が適用できず、経済的な二重課税が発生する。
- しかしながら、卸電力取引所を介して他の電気事業者から電気を購入した場合と同一法人内で自己約定が発生した場合において、その経済実態に差は存在しないため、後者にのみ経済的二重課税が発生する事態は解消されることが望ましい。このため、委員会事務局では、同一法人内の自己約定分に対しても地方税法施行令第22条の適用又はそれと同等の措置を講じることを、総務省に対して税制改正要求を行ってきたところ。

他の電気事業者から電気を購入した場合



地方税法施行令第22条が適用されるため、「A社には、X円の事業税、B社には、Y円の事業税」が課される。

同一法人内で自己約定が発生した場合



地方税法施行令第22条が適用されないため、「A社には、卸断面でX円の事業税、小売断面でX + Y円の事業税」が課されるため、経済的に二重課税が発生している。

卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税に係る所要の整備

- 小売自由化に伴う事業者間の競争進展やFIT制度の改正、間接オークション制度の導入などにより、今後、卸電力取引所を経由した卸取引が増加するとともに、卸電力取引所を介した同一法人内における自己約定が発生することが想定される。
- このため、電気事業者が卸電力取引所から電気を購入する際に取引所へ支払う金額（自己約定分に限り）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする特例制度を創設する。

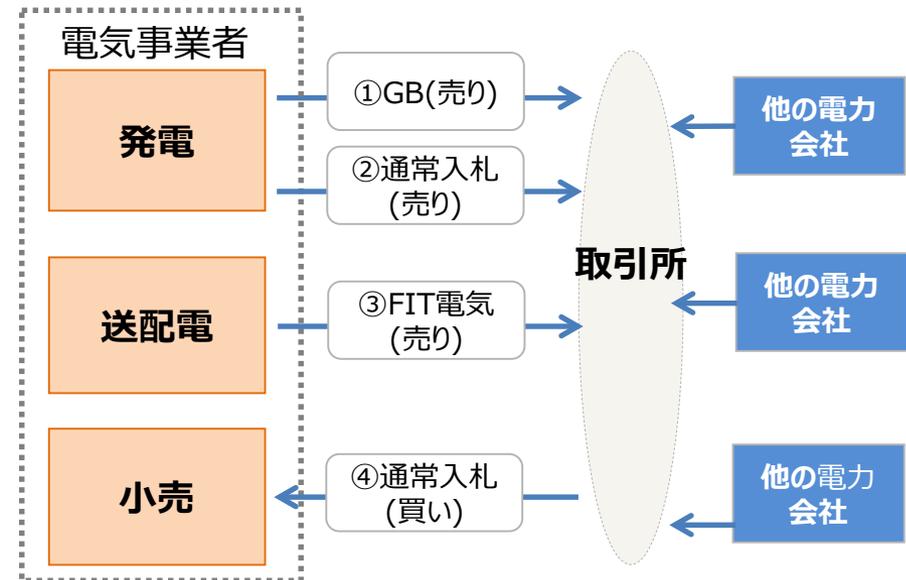
現行制度 【期限の定めなし】

- 電気事業者は、卸電力市場を介して他の電気事業者と電力取引を行った場合、収入金額から「他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額」（地方税法施行令第22条第1項第6号）が控除されるが、グロス・ビディングによる場合を除き、卸電力市場を介して同一法人内で自己約定が発生した場合には、同施行令による控除を受けることが出来ず、経済的な二重課税が発生する。
- このため、同一法人内で自己約定が発生した場合に、電気事業者が卸電力取引所から電気を購入する際に取引所へ支払う金額（自己約定分に限り）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする措置を創設するもの。

要望内容

- 電気事業者が卸電力取引所において電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする特例制度を創設する。

同一法人内で自己約定が発生するメカニズム



平成30年度税制改正要望（法人事業税）の結果

- 委員会事務局が行った平成30年度税制改正要望は認められ、グロス・ビディング以外の自己約定（FIT電気や通常取引に伴うもの）に対する法人事業税の控除が認められることとなった。これにより、非課税根拠や課税控除の適用条項等は異なるものの、卸電力取引所において取引される同一法人内の自己約定に対する法人事業税は全て非課税又は控除対象となった。
- 具体的には、「卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税の非課税措置の創設（新設）」として、「電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、卸電力取引市場において売却した電気を自ら購入する場合において当該電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を講ずる。」ことが認められた。

【目次】

- 1. 課税関係のポイント**
- 2. 卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税の課税関係**
 - 1) 議論の前提**
 - 2) 平成30年度税制改正要望とその結果**
 - 3) 参考（グロス・ビディングの課税処理）**
- 3. 卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係**

(参考) グロス・ビディングの自己約定分の取扱いについて

[第13回制度設計専門会合資料より抜粋]

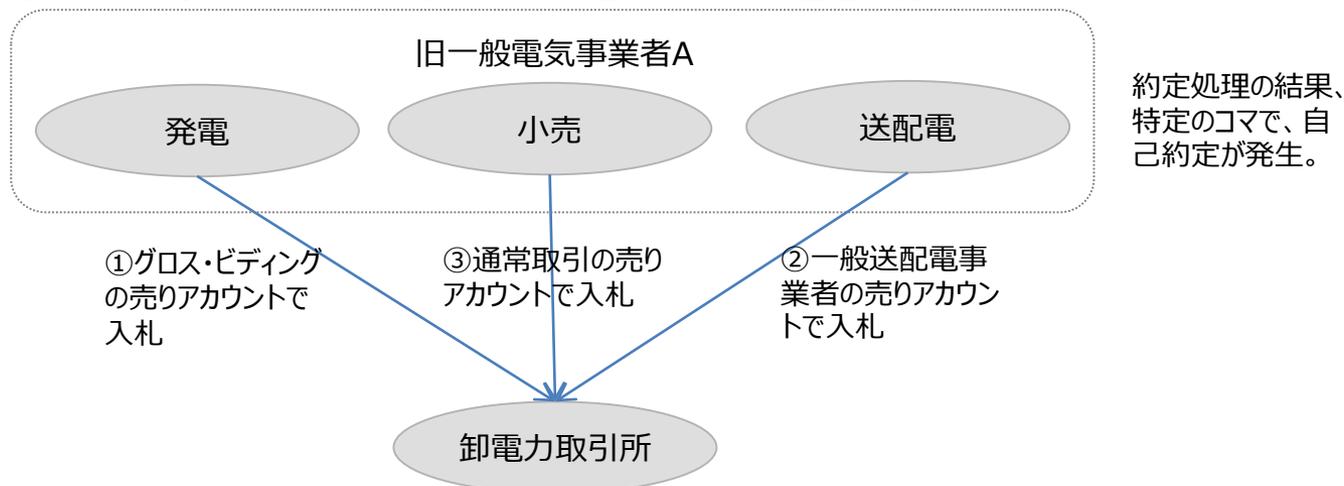
- 地方税法第72条の2第1項第2号では、電気供給業に係る法人事業税は、収入金額に対して課税することとされており、「地方税法の施行に関する取扱いについて」（道府県税関係）（平成22年4月1日総税都第16号）において、「課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入」とされている。このため、グロス・ビディングの自己約定分の扱いについては、原則として電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に基づく収入として計上されるものであるかによって判断される。
- 電気事業会計規則第1条各号では、一般送配電事業者、送配電事業者及び発電事業者（以下、「電気事業者」とする。）が従うべき会計上の原則を規定しているところ、同条第4号において、「その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則」が掲げられており、これは企業会計の一般原則を定めた「企業会計原則」（昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告）が含まれている。
- 企業会計原則第2.3.Bでは、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされており、実現主義とは一般に、第三者に対し製品等の財貨の引渡しや用役の提供（①財貨の移転等）を行い、その対価として貨幣性資産が取得された時点（②対価の成立）で、当該貨幣性資産の額に基づき売上を計上するとする収益の認識の考え方を指す。
- この基準を踏まえると、グロス・ビディングの自己約定分を整理すれば、他の電気事業者に対して電力の提供が行われず、またその対価の收受も行われないことから、元より収益として実現しておらず、「電気事業会計規則による収入」は計上されないこととなる。このため、グロス・ビディングの自己約定分については、「電気供給業の課税標準とすべき収入金額」が存在せず、法人事業税は課されないものと整理される。

(参考) 同一法人内の自己約定分の配分について

- このような整理を踏まえると、①グロス・ビディングに伴う自己約定と、②それ以外の自己約定をどのように区別するかが問題となるが、旧一般電気事業者の買い入札については、少なくともグロス・ビディングの売り入札量の範囲では、グロス・ビディングが導入されなければ買い入札を行うことはなかったはずであり、グロス・ビディングを契機として実施された取引と評価できる。
- このため、同一法人内の自己約定については、少なくともグロス・ビディングの売り入札量の範囲では、従来の社内取引を卸電力取引所経由に変更したものと評価でき、グロス・ビディングの売り入札アカウントにおける約定量を上限として、優先的に同一法人内の約定分と紐づけるべきである。

[具体例]

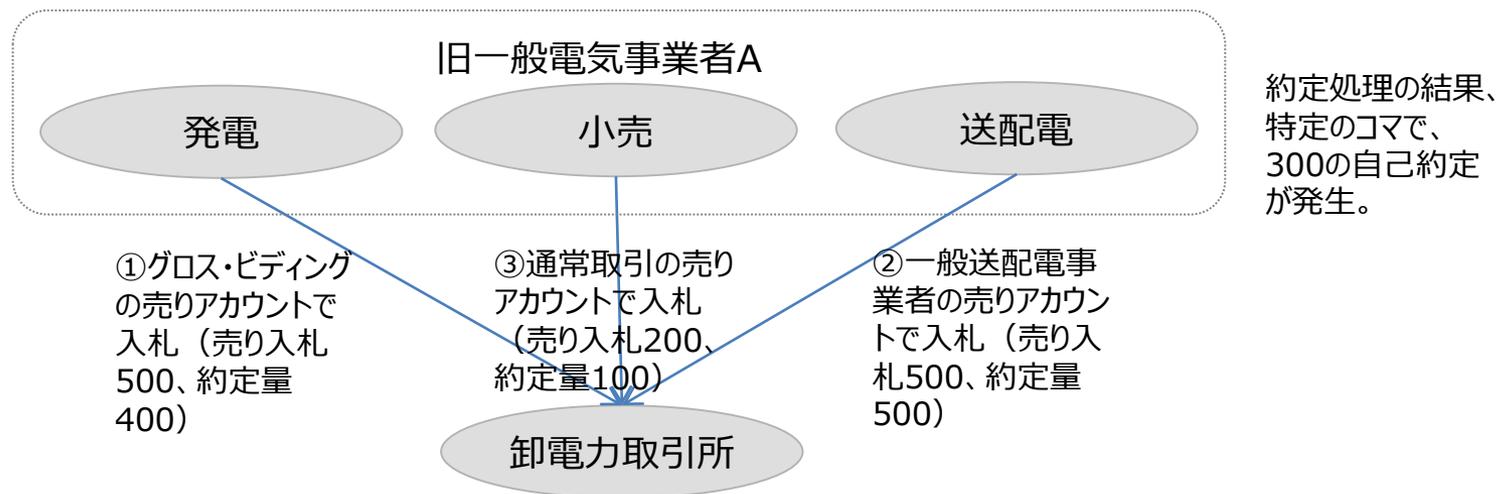
旧一般電気事業者A（垂直統合型企業を想定）が、①グロス・ビディングの売りアカウントで500（入札価格は限界費用ベース）、②一般送配電事業者のアカウントで500（入札価格は0円）、③通常取引のアカウントで200（入札価格は限界費用ベース）で電力を販売した場合、旧一般電気事業者Aの小売アカウントで300の自己約定が発生した場合。自己約定分が①～③のどこに紐づくかについて、整理が必要。



Case1.グロス・ビディングの売り入札アカウントの約定量 \geq 同一法人内の自己約定量

[具体例]

旧一般電気事業者A（垂直統合型企業を想定）が、①グロス・ビディングの売りアカウントで売り入札500（入札価格は限界費用ベース）・約定量400、②一般送配電事業者のアカウントで500（入札価格は0円）・約定量500、③通常取引のアカウントで売り入札200（入札価格は限界費用ベース）・約定量100で電力を販売した場合において、旧一般電気事業者Aの小売アカウントで300の約定が発生した際、300が①～③のどこに紐つくかの整理が必要となる。



配分	①グロス・ビディングに伴う自己約定	②FIT電気の取引所供出に伴う自己約定	③通常取引に伴う自己約定
事業税の課税標準	×（課税標準が存在しない）	○（課税標準は存在するが、地方税法附則第9条第21項を適用）	○（課税標準は存在するが、地方税法附則第9条第21項を適用）
配分結果	300	0	0

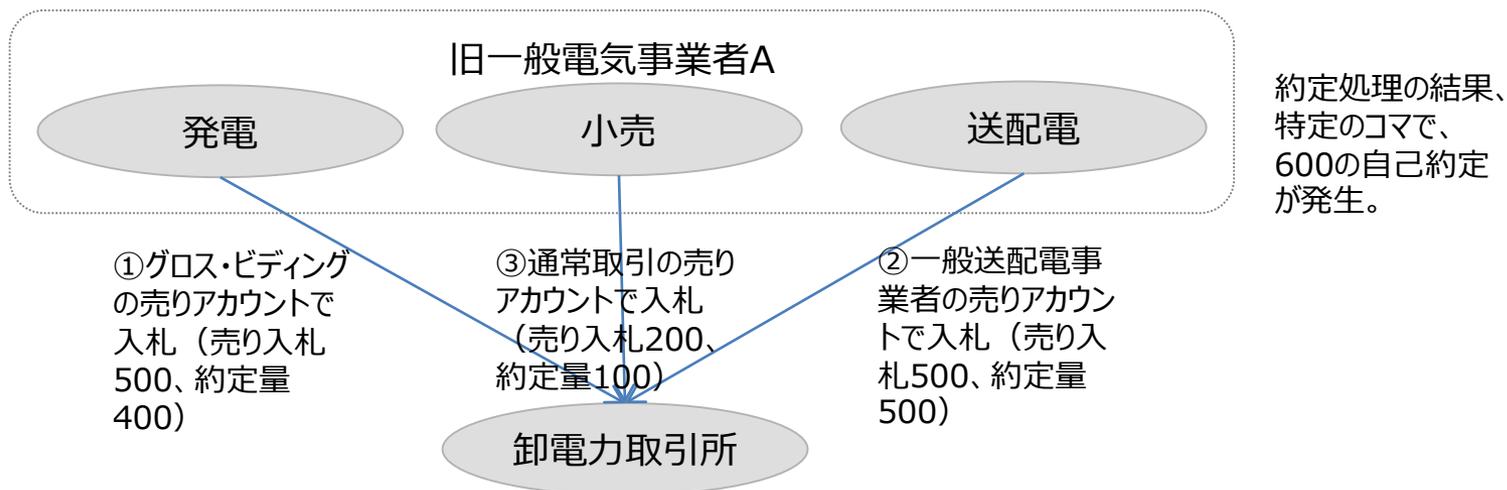
[考え方]

- 「グロス・ビディングの売り入札アカウントにおける約定量を上限として、優先的に同一法人内の約定分と紐づける」との考えるため、グロス・ビディングの売りアカウントにおける約定量が400であり、同一法人内の自己約定量300よりも多いため、自己約定量300は①グロス・ビディングに伴う自己約定へ配分できる。
- この結果、自己約定分は全て①に配分できるため、②と③に配分される自己約定は0となる。

Case2.グロス・ビディングの売り入札アカウントの約定量 < 同一法人内の自己約定量

[具体例]

旧一般電気事業者A（垂直統合型企業を想定）が、①グロス・ビディングの売りアカウントで売り入札500（入札価格は限界費用ベース）・約定量400、②一般送配電事業者のアカウントで500（入札価格は0円）・約定量500、③通常取引のアカウントで売り入札200（入札価格は限界費用ベース）・約定量100で電力を販売した場合において、旧一般電気事業者Aの小売アカウントで600の約定が発生した際、600が①～③のどこに紐つくかの整理が必要となる。



配分	①グロス・ビディングに伴う自己約定	②FIT電気の取引所供出に伴う自己約定	③通常取引に伴う自己約定
事業税の課税標準	×（課税標準が存在しない）	○（課税標準は存在するが、地方税法附則第9条第21項を適用）	○（課税標準は存在するが、地方税法附則第9条第21項を適用）
配分結果	400	166.7	33.3

[考え方]

- 「グロス・ビディングの売り入札アカウントにおける約定量を上限として、優先的に同一法人内の約定分と紐づける」と考えるため、グロス・ビディングの売りアカウントにおける約定量が400であり、まずは400を①グロス・ビディングに伴う自己約定に配分する。
- 次に、残りの自己約定200（=600 - 400）について、②と③の約定量に応じて配分を行うため、②は166.7（=200 × 500 / (500 + 100)）、③は33.3（=200 × 100 / (500 + 100)）となる。

【目次】

1. 課税関係のポイント
2. 卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税の課税関係
 - 1) 議論の前提
 - 2) 平成30年度税制改正要望とその結果
 - 3) 参考（グロス・ビディングの課税処理）
3. 卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係

卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係

- 卸電力取引所の自己約定に対する法人事業税の課税関係に加え、電気事業者より、これらに対する消費税の課税関係についても確認を求められたため、国税庁に対し、卸電力取引所の自己約定に対する消費税の課税関係について照会を行った。
- この照会に対し、国税庁は、消費税の課税の対象となる取引は、「国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び外国貨物の輸入」であるところ、卸電力取引所のシングルプライスオークション方式を採用する前日市場（スポット市場）において行われる、同一法人内の自己約定については、「資産の譲渡等」が行われているとはいえないため、不課税となるとの判断を行った。
- このため、卸電力取引所の同一法人内の自己約定については、①グロス・ビディングに伴う自己約定と②①以外の自己約定（FIT電気や通常取引に伴うもの）ともに不課税となる。